

合併特例事業債活用事業

合併特例事業債とは、合併した市町村が新しいまちづくりに必要な事業に対する財源として借り入れすることができる地方債です。令和3年度の主な事業は下記のとおりです。

対象事業費 44億46万7千円のうち、合併特例事業債 23億1,780万円

(単位：千円)

事業名	事業費	合併特例債
環境センター整備事業	474,699	450,900
道路新設改良事業（青木斧戸線）	666,245	309,300
恵那峡大橋整備事業	385,647	166,900
小学校建設事業	457,362	434,400
消防施設整備事業（積載車、中洗井器具庫トイレ改修等）	23,172	19,900
他 18件	2,393,342	936,400
合計	4,400,467	2,317,800

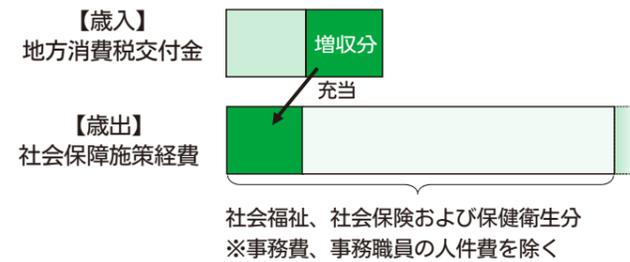


消防施設整備事業

一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況

地方消費税交付金 19億1,358万3千円のうち、社会保障財源化分（増収分） 10億3,174万7千円

地方消費税交付金（社会保障財源化分）を財源とした社会保障施策経費の内訳（イメージ）



地方消費税交付金（社会保障財源化分）とは？
平成26年4月1日から消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分は、その用途を明確化し、社会保障施策経費に充てることとされました。また、令和元年10月1日から消費税率（国・地方）が10%へ引き上げられたことによる地方消費税交付金増収分も、社会保障充実のための施策に充てるものとされています。

都市計画税の状況

都市計画税は、都市計画法に基づいて行われる道路や公園、下水道の整備（都市計画事業）に充てることを目的として課税し、納めていただいています。

都市計画税令和3年度決算額 5億5,654万円（市税収入約107億円の約5%）

都市計画税を財源とした都市計画事業費の財源の内訳（イメージ）

(単位：千円)



課税の対象は？

都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域（中津、苗木、坂本、落合の各地区）に所在する土地および家屋を所有している方が対象です。

都市計画税だけでは都市計画事業費を賄えないため、不足分は、市税、地方交付税など用途が特定されていない財源のほか、地方債（借金）で賄っています。

令和3年度 決算状況を報告します

問 財政課（内線436）

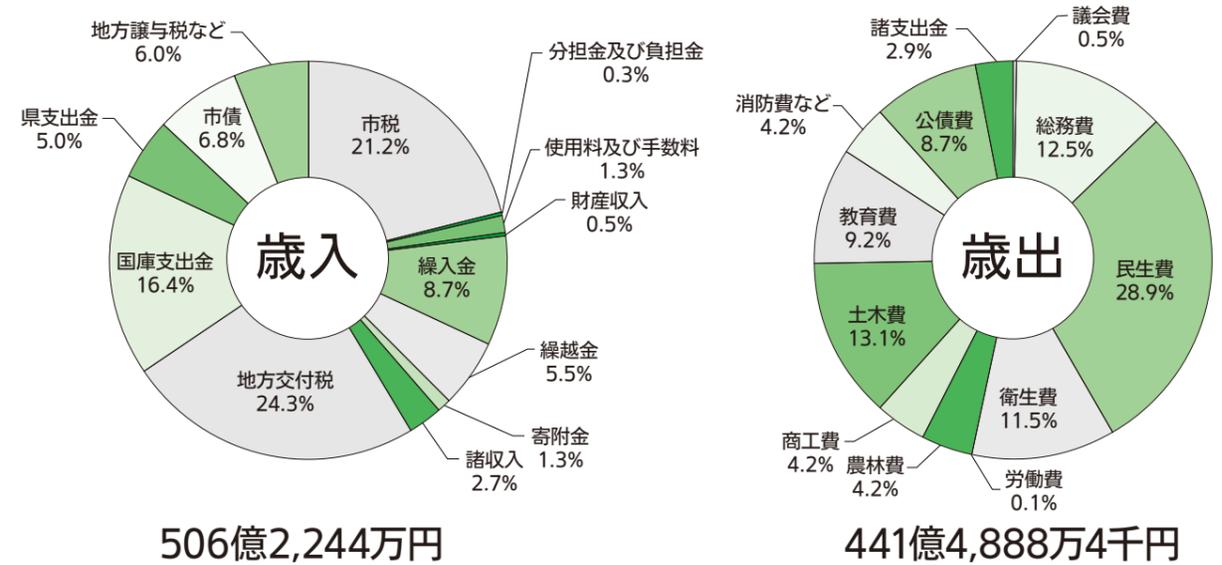
※総務省指導の統計に基づく会計区分ごとの決算額のため、決算書の額とは異なることがあります。

普通会計

令和3年度決算は64億7,355万6千円の黒字

普通会計とは総務省指導の統計に基づく会計区分で、一般会計※と特別会計の一部から構成されています。

※一般会計…地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上した会計



特別会計

令和3年度決算は総額で12億433万7千円の黒字

国民健康保険事業など4つの特別会計は、それぞれが黒字の財政運営を維持しています。

(単位：千円)

会計名	決算額			
	収入済額	支出済額	差引額	
国民健康保険事業会計	事業勘定	7,353,611	6,841,785	511,826
	直診勘定	335,730	258,742	76,988
駅前駐車場事業会計	125,162	15,130	110,032	
介護保険事業会計	8,853,948	8,372,690	481,258	
後期高齢者医療事業会計	1,140,599	1,116,366	24,233	
合計	17,809,050	16,604,713	1,204,337	

企業会計

水道事業会計は1,121万5千円の黒字、下水道事業会計は1億2,345万円の黒字、病院事業会計は2施設合計で3億3,926万1千円の黒字

今後もサービスの安定供給を維持し、健全経営確保のため経営改革などを実行していきます。

(単位：千円)

会計名	決算額（税抜き）			
	総収益	総費用	損益収支	
水道事業会計	2,094,619	2,083,404	11,215	
下水道事業会計	3,274,386	3,150,936	123,450	
病院事業会計	市民病院	9,264,457	8,786,453	478,004
	坂下診療所	1,161,320	1,300,063	△138,743